

市民的及び政治的権利に関する国際規約  
第40条第1項(b)に基づく  
第7回日本審査に関する日弁連報告書

2020年7月16日

日本弁護士連合会

<目次>

第1	規約の条文に言及した判例及び研修プログラム（パラグラフ1）	4
第2	個人通報制度（パラグラフ2）	5
第3	憲法第97条（パラグラフ3）	5
第4	国内人権機関（パラグラフ4）	6
第5	包括的な反差別法（パラグラフ5）	7
第6	非嫡出子差別（パラグラフ5）	8
第7	人種差別並びにヘイトスピーチ及びヘイトクライムについて（パラグラフ6）	8
第8	LGBTI（パラグラフ7）	9
第9	男女平等（パラグラフ8）	10
第10	緊急事態条項（パラグラフ9）	12
第11	共謀罪（パラグラフ9）	12
第12	性暴力及びドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力（パラグラフ10）	13
第13	死刑制度（パラグラフ11）	14
第14	証拠開示（パラグラフ12）	15
第15	取調べの可視化（パラグラフ12）	17
第16	全面的国選付添人（パラグラフ12）	18
第17	被ばく問題（パラグラフ13）	19
第18	強制不妊手術（パラグラフ14）	20
第19	精神医療（パラグラフ15）	21
第20	代替収容制度（代用監獄）の廃止（パラグラフ16）	23
第21	起訴前における勾留の代替手段（パラグラフ16(a)）	24
第22	弁護士立会権（パラグラフ16(b)）	25
第23	国選弁護制度（パラグラフ16(c)）	25
第24	取調べ時間の制限（パラグラフ16(d)）	25
第25	刑事・留置施設視察委員会（パラグラフ16(e)）	26
第26	手錠・腰縄（パラグラフ16に関連して）	26
第27	受刑者の権利（パラグラフ17）	27
第28	「慰安婦」問題（パラグラフ18）	29
第29	人身取引（パラグラフ19）	30
第30	技能実習生に対する救済措置（パラグラフ20）	31

第3 1	退去強制時における不当な扱いの禁止（パラグラフ 2 1）	33
第3 2	監視（パラグラフ 2 2）	34
第3 3	「公共の福祉」を理由とする基本的人権の制限（パラグラフ 2 3）	36
第3 4	憲法第 2 1 条改正草案（パラグラフ 2 4）	36
第3 5	放送法（パラグラフ 2 4）	37
第3 6	ジャーナリスト等へのハラスメント（パラグラフ 2 4）	37
第3 7	公職選挙法（パラグラフ 2 4）	38
第3 8	特定秘密保護法（パラグラフ 2 5）	39
第3 9	「日の丸・君が代」問題（パラグラフ 2 6）	40
第4 0	集会と結社の自由（パラグラフ 2 7）	41
第4 1	受刑者の選挙権（パラグラフ 2 8）	41
第4 2	地方参政権（パラグラフ 2 8）	42
第4 3	アイヌ民族（パラグラフ 2 9）	43
第4 4	在日韓国・朝鮮人及びその子孫のマイノリティとしての認知，国籍による 社会保障・政治的権利等の権利行使の無差別，就学支援金制度，無年金問題（パ ラグラフ 3 0）	44

## 第1 規約の条文に言及した判例及び研修プログラム（パラグラフ1）

### 1 回答

#### (1) 規約の条文に言及した判例

市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「規約」という。）を始めとする日本国が締結した条約は国内法的効力を有しており、規約の自動執行力のある実体規定は裁判所が適用することができる。しかしながら、規約の条項を根拠に個人の権利を認めた裁判例は少なく、特に最高裁判所は規約の条項を根拠に規約違反を認めたことはない。日本の裁判所は、規約の適用については極めて消極的であるばかりでなく<sup>1</sup>、例えば、退去強制事案においては規約が法に優位することを否定する誤った解釈適用を繰り返している<sup>2</sup>。

#### (2) 裁判官及び検察官を対象とした研修プログラム

検察官に対する研修については、一定の頻度で国際人権条約を含む研修がなされているが、その具体的な内容は明らかではなく、配布資料も公表されていない。裁判官に対しては、一定の頻度で規約の解釈・適用に関する大学教授による研修が実施されている<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 東京地方裁判所2016年4月18日判決（事件番号：平成26年（ワ）第687号）

学校長が教職員に対して発した国家斉唱を命じる職務命令の適法性が問題となった事案において、東京地方裁判所は憲法の定める「人権保障の程度が自由権規約18条に定める人権保障の程度よりも低いレベルのもの（逆にいえば、自由権規約18条が憲法により保障されているよりも高度の人権保障を定めたもの）とあえて解すべき根拠は見当たらない。」「自由権規約18条に違反すると認められるか否かについての判断は、憲法19条及び憲法20条に違反すると認められるか否かについての判断と異なるところはなく、憲法19条及び憲法20条違反ではないと解される場合には、自由権規約18条違反の事実も認められないと解される。」と判示した。

なお、この事件の控訴審も規約違反を認めず控訴を棄却した（東京高等裁判所2017年4月26日判決（事件番号：平成28年（ネ）第2657号））。

<sup>2</sup> 大阪地方裁判所2019年11月29日判決（事件番号：平成29年（行ウ）第143号）

子どもの父母はペルー人でいずれも不法滞在者であるが、日本での滞在期間は20年以上であり、また子ども2名は日本で出生して以降、既に10数年に亘って日本で生活をしており、上記判決当時はいずれも高校生であった。父は2016年にペルーに退去強制となり、母と子どもらも退去強制命令を受けたため、裁判を起こして救済を求めたが、大阪地方裁判所は、「国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく」、規約第17条等の規定も「各締約国の国内法に基づく外国人に対する適法な退去強制手続を制約するものではない」、規約等が保護の対象としている利益は「入管法に基づく外国人在留制度の枠内で考慮されるにとどまる」などと判示して、同人らの訴えを認めなかった。同様の判示は東京地方裁判所2018年1月19日判決（事件番号：平成29年（行ウ）第156号）など多数の裁判例が繰り返しているところである。

これらの裁判例は、いずれも自由権規約委員会が一般的意見15（第5項）、Winata and Li v Australia (Communication No.930/2000)などで示した確立した規約の解釈に反するものであり、締約国に対する規約の拘束力を理解しない誤りを犯すものである。

<sup>3</sup> 2018年3月25日の時点で法務省及び最高裁判所から開示された情報に基づく。

## 2 提言

締約国は、裁判官・検察官を対象とした規約の適用及び解釈に関する研修プログラムを一層充実させることで、規約に関する情報を司法のあらゆる段階に広めることを確保すべきである。

### 第2 個人通報制度（パラグラフ2）

#### 1 回答

2010年、日本政府は、外務省内に個人通報制度の導入のための機関である人権条約履行室を立ち上げた。しかし、人権条約履行室を設置してから9年以上が経過しているが、司法制度・立法制度等との関係の問題等の検討課題があり、検討を行っているという日本政府の従前の姿勢に変化がなく、何らの進展もない。

日本国内の裁判で規約等の国際人権条約違反を主張しても判決で全く考慮されない場合すらある。個人通報制度が導入されたならば、国内裁判の後に条約機関での判断があり得ることを考慮して、裁判所は国内における裁判の段階で国際人権条約上の権利侵害について十分な検討をせざるを得なくなる。その結果、国内の裁判で国際人権条約上の権利の確保が前進することは明らかである。

#### 2 提言

締約国は、批准を躊躇すべき合理的な理由は何ら存しないのであるから、直ちに規約第一選択議定書を批准すべきである。

### 第3 憲法第97条（パラグラフ3）

#### 1 回答

現憲法は、人権侵害と戦争をもたらした戦前への深い反省の下、基本的人権の保障に最大限の価値をおいている。

憲法第97条は、「第10章 最高法規」の章に規定されており、憲法第98条が規定する憲法の最高法規性を根拠付ける規定として、前国家的な自然権としての基本的人権が闘争の結果獲得されたものであり、永久・不可侵性・普遍性があることを確認している。

憲法第97条を削除すると、前国家的な自然権としての基本的人権の概念と国家社会形成の主体としての「個人」が否定され、ひいては基本的人権の保障理念の根本的な変革に繋がる危険性がある懸念がある。

また、自由民主党は政権政党であり、その自由民主党が決定した改憲草案<sup>4</sup>(以下「自民党改憲草案」という。)においては、憲法第97条の削除に加え、人権制約原理として「公益及び公の秩序」という文言が登場している。「公益及び公の秩序」の条項は、「公の秩序」の定義が規約に沿って厳格になされる保障はなく、公益という極めて広範な人権の制約原理の導入と相まって、基本的人権に対する「公共の福祉」による内在的制約を超え、外在的な国家の安全、国家的利益や社会秩序の維持という広範な人権制約原理を認めることを可能とする危険性がある。

## 2 提言

締約国は、前国家的な人権という近代人権思想を否定し、立憲主義の著しい後退や基本的人権を有名無実化させ広範な人権制約を可能とすることから、憲法第97条の削除及び「公益及び公の秩序」条項の導入を行うべきではない<sup>5</sup>。

## 第4 国内人権機関（パラグラフ4）

### 1 回答

2012年、内閣は「人権委員会設置法案」を作成し、国会に上程したが、この法案は国会の解散により廃案となり、その後は、具体的な動きが見られないまま現在に至っている。

日本政府は、条約機関から繰り返し、人権の促進及び擁護のための国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則（以下「パリ原則」という。）に準拠した国内人権機関の設置を勧告されている。

とりわけ日本が批准している「障害者の権利に関する条約」では、パリ原則に則った条約実施を促進し、保護し、監視する機関の設置が締約国に義務付けられ、また日本も批准している「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」の選択議定書では、国内防止メカニズム（National Preventive Mechanism, NPM）の設置が求められているが、締約国は同選択議定書を批准しておらず、国内にはこれに対応する機関が存在しない。

<sup>4</sup> 自由民主党「日本国憲法改正草案」（2012年4月27日決定）  
[https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/seisaku-109.pdf](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf)

<sup>5</sup> 当連合会「日本国憲法の基本的人権尊重の基本原則を否定し『公益及び公の秩序』条項により基本的人権を制約することに反対する意見書」（2014年2月20日）  
[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2014/140220\\_6.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2014/140220_6.html)

## 2 提言

締約国は、パリ原則に準拠した、政府から独立した国内人権機関の早期設置に向けたタイムフレームを明らかにすべきである。

### 第5 包括的な反差別法（パラグラフ5）

#### 1 回答

2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が、同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたものの、「本邦外出身者」に対するヘイトスピーチデモやネット上における差別的表現は継続している<sup>6</sup>。また、上記各個別立法の対象とならない性的少数者や先住民族などに対する差別等も存在している。日本政府は、既存の法律にて対処が可能であることから、包括的な差別禁止法を採択する必要はないとの見解であるが<sup>7</sup>、既存の法律では、範囲は限定されていること、個人や団体を特定しない差別への対応及びヘイトクライムへの対処が十分でない上、差別を禁止する規定がなく事後的な対応が中心であることから、差別そのものを禁止するための包括的な法律の制定が必要である。

#### 2 提言

締約国は、私的領域におけるものを含む差別に対処し、直接的・間接的差別及び複合的差別を禁止する包括的な反差別法を早急に制定すべきである。

<sup>6</sup> 毎日新聞「ヘイトスピーチ 川崎でデモ実施 市民が『中止を』と抗議」（2017年7月16日）

<https://mainichi.jp/articles/20170717/k00/00m/040/017000c>

BuzzFeed News 「『ネットではヘイトが野放しのまま』対策法制定2年、何が変わったのか」（2018年5月31日）

<https://www.buzzfeed.com/jp/kotahatachi/no-hate>

<sup>7</sup> 日本政府は「特定の個人、団体の名誉を公然と害し、信用を害する時は刑法の名誉毀損罪で、私人間において差別的行為があった場合には民法の不法行為による損害賠償が可能である」とする。

第4回・第5回の日本政府報告に関する質問事項日本政府回答質問3(2)

[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fJPN%2fQ%2f4-5%2fAdd.1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fJPN%2fQ%2f4-5%2fAdd.1&Lang=en)（英語正文）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430028.pdf>（日本語仮訳）

人種差別撤廃条約第10・11回政府報告パラグラフ101から107

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272983.pdf>（英語正文）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272984.pdf>（日本語仮訳）

## 第6 非嫡出子差別（パラグラフ5）

### 1 回答

戸籍法第49条第2項第1号には、出生届に「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載しなければならない旨の規定が依然として存在している。

この戸籍法第49条第2項第1号の趣旨については、婚内子と婚外子の間に相続分等で差が設けられていることから、これを区別して記載することに一定の合理性がある旨説明されてきたが、2013年の民法改正において婚内子と婚外子との相続分の差別を規定した民法第900条第4号ただし書が削除された以上、上記「嫡出子又は嫡出でない子の別」の規定も早急に削除されるべきである。

また、民法第787条ただし書は、婚外子が親に対し、子であることを認めさせる認知の訴えを、親が死亡してから3年が経過すると提起することができない旨規定し、婚外子に対する差別を残している。

### 2 提言

締約国は、

- (1) 出生届の際に嫡出か否かの記載を義務付ける戸籍法第49条第2項第1号の規定を削除すべきである。
- (2) 民法第787条のただし書を削除すべきである。

## 第7 人種差別並びにヘイトスピーチ及びヘイトクライムについて（パラグラフ6）

### 1 回答

(1) 人種差別及びヘイトスピーチは、ヘイトスピーチ解消法が施行された2016年以降も解消されていない。在日韓国・朝鮮人の排斥を訴えるデモは頻繁に行われ、インターネット上にはヘイトスピーチが蔓延している。日本と大韓民国との間の政治関係が緊張を増す中、排外主義的主張や、在日韓国・朝鮮人に対する差別・敵対意識は、むしろ広がりを見せている。また、日本政府は「朝鮮人のいない日本を目指す会」なる名称の政治団体の選挙管理委員会への設立届を容認し、人種差別行為を助長してもいる。

(2) (a)について：人種差別を助長するプロパガンダを禁止する法律はない。特定の者に対してヘイトスピーチが行われた場合には、民法上の不法行為責任、刑法上の侮辱罪、名誉棄損罪が成立し得るだけである。

(3) (b)について：人種差別を助長するプロパガンダを公然と不特定多数に向



かって述べることを禁じる法律がないため、当該プロパガンダを広める目的のデモも規制されていない。ヘイトデモンストレーション<sup>8</sup>（以下「ヘイトデモ」という。）や街頭宣伝の最中、その参加者が発する差別的言動が、特定人に対して向けられ、かつ、脅迫、侮辱、名誉毀損等の刑法犯罪の構成要件に該当し、もって理論上は現行犯逮捕が可能な場合であっても、現場の警察官は、当該発言者に対し、注意することもなく黙って警備を続けている現状がある。

(4) (c)について：ヘイトスピーチに関する調査は2016年3月にその結果が公表された調査以降、一度も行われておらず、2016年6月に施行された、ヘイトスピーチ解消法の効果も検証されていない。当連合会が知る限り、日本政府は、今後、同様の調査を継続して行う予定はない。

(5) (d)について：裁判官、検察官、警察官に対して人権研修は行われているが、その時間や内容の詳細は公表されていない。ヘイトクライムに特化した研修が行われているという情報は無い。

(6) (e)について：ヘイトクライムを加重処罰する法律はない。日本政府はヘイトクライムの件数や判決について統計を公表しておらず、統計を取っているかどうか不明である。

## 2 提言

締約国は、

- (1) ヘイトスピーチに対する禁止規定を含む、人種差別に関する包括的な法律を制定すべきである。
- (2) ヘイトデモの現場においてヘイトデモに抗議する市民の表現の自由や移動の自由に対する過度の制約を止めるべきである。
- (3) ヘイトスピーチに関する調査を継続的に実施すべきである。
- (4) ヘイトクライムについて統計を取るとともに、ヘイトクライムに関して法の執行及び適用を行う裁判官、検察官、警察官に対して研修を行うべきである。

## 第8 LGBTI（パラグラフ7）

### 1 回答

締約国には、性的指向や性自認に基づく差別の禁止を明定した国の法律はなく、また、憲法には法の下での平等が定められているものの、性的指向や性自認

<sup>8</sup> 人種的優位性や憎悪と唱道するプロパガンダを広めるデモンストレーションのことをいう。

に基づく差別は厳格に禁止されると判示した最高裁判所の判例はない。

また、男女雇用機会均等法はあるが、同法は、雇用者に努力義務を課すに過ぎないし、女性に対する差別でさえ違法と定める規定を欠いている。

L G B T I の自殺率を低下させるための措置は十分ではない。

法令上同性の者の婚姻は可能となっていない。

法令上の性別変更に関する法律の改正はなされていない。

トランスジェンダーの者も法令上の性別により区分して収容されており、政府による刑事収容施設への被収容者の処遇についての指針はあるが、ホルモン療法を受けることができず、法令上の性別を重視した処遇となっている。

## 2 提言

締約国は、

- (1) 性的指向や性自認に基づく差別の禁止を含む差別禁止事由において、雇用、教育、医療、福祉及び法的サービスを含んで適用場面において包括的である差別禁止法を制定し、とりわけ行政・立法・司法に携わる者に対する教育を含む意識啓発を強化し、性的指向や性自認に基づく差別、ハラスメントやスティグマの付与について調査し、それらの防止のために適切な措置を採るべきである。
- (2) 自治体レベルで公的に運営されている住宅サービスに関して、同性カップルに対して適用されている資格基準に残されている制限を取り除くべきである。
- (3) L G B T I の自殺率を低下させるための措置を強化すべきである。
- (4) 法令上同性の者の婚姻が可能となるように関連する法令の改正を速やかに行うべきである。
- (5) 生殖器官又は生殖能力の喪失、性別適合手術及び婚姻していないこと等の法令上の性別変更の要件が規約に準拠しているかについて説明すべきである。
- (6) 刑事収容施設においてトランスジェンダーの被拘禁者が性自認と処遇上選択可能な処遇との乖離によって生ずる苦痛を可能な限り緩和するための措置を受けさせるべきである。

## 第9 男女平等（パラグラフ8）

### 1 回答

#### (1) 再婚禁止期間

2016年6月1日に成立した民法改正により、同月7日から女性の再婚禁止期間が前婚の解消又は取消の日から起算して100日に短縮され、上記期間内であっても、①前婚の解消又は取消の日であると申し出た日から後に懐胎していること、②同日以後の一定の時期において懐胎していないこと、③同日以後に出産したことを記載した医師の診断書が添付された場合には、100日以内に提出された婚姻届も受理されることとなった。

しかしながら、女性にのみ再婚禁止期間を設けることは必要最小限の制約とは言えない。

2018年6月13日の民法改正により、男女とも婚姻可能年齢が18歳に統一された。

## (2) 選択的夫婦別氏制度

何らの進展も見られない。夫婦同氏強制を定める民法第750条は、憲法第13条及び同第24条が保障する個人の尊厳、同第24条及び同第13条が保障する婚姻の自由、同第14条及び同第24条が保障する平等権を侵害し、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第16条第1項にも反するものである。また、選択的夫婦別氏制度に対する国民の意識も変わってきている<sup>9</sup>。

## (3) 女性の政治参画

2018年5月23日、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布・施行されたが、十分でない。

同法施行後も、政治分野における女性の参加率は依然として低い状況となっている<sup>10</sup>。2019年7月に行われた参議院議員選挙における、女性候補者の人数は104人、全候補者の28.1%と過去最高であった<sup>11</sup>が、候補者の3割にも満たない状況である。2019年10月時点において、女性の大蔵大臣は3名、女性の知事は2名、都道府県議会における女性議員の割合は平均1

---

<sup>9</sup> 2018年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」において、「選択的夫婦別氏制度」を導入しても良いとの回答が過去最高の42.5%、導入する必要はないとの回答が過去最低の29.3%となり、選択的夫婦別氏制度を導入しても良いとの回答が導入する必要はないとの回答を上回っている。特に、18～49歳の女性では、導入しても良いとの回答が50%を超えている。

<sup>10</sup> 内閣府男女共同参画局「女性の政治参画マップ2019」（2019年10月）  
[http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map\\_josei\\_2019\\_color.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_josei_2019_color.pdf)

<sup>11</sup> NHKウェブサイト「『参院選 女性の政治進出は進むのか』（ここに注目!）」（2019年7月18日）  
<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/300/371312.html>

0. 1%と依然として低い状況である<sup>12</sup>。

## 2 提言

締約国は、

- (1) 女性に対する再婚禁止期間そのものを撤廃すべきである<sup>13</sup>。
- (2) 選択的夫婦別氏制度を早急に導入すべきである。
- (3) 男女共同参画基本計画の推進状況を評価するための監視制度を実効化し、女性の地位向上のための国内本部機構の活動を改善し、活発化すべきである。

### 第10 緊急事態条項（パラグラフ9）

#### 1 回答

自民党改憲草案の緊急事態条項には、戦争等や大規模自然災害に対処するための措置を新たに立法する必要性は認められず、むしろ緊急事態宣言の発動要件について「特に必要があると認めるとき」「法律の定めるところにより」といった不明確な文言が使用され、かつ、緊急事態においても制限し得ない基本的人権に関する規定が欠落している点において、規約の権利を侵害する強い懸念がある。

#### 2 提言

締約国は、自民党改憲草案の緊急事態条項を創設すべきではない<sup>14</sup>。

### 第11 共謀罪（パラグラフ9）

#### 1 回答

組織的犯罪処罰法（以下「共謀罪法」という。）の定める「組織的犯罪集団」「計画」「準備行為」の構成要件は、いずれもあいまいで、刑罰法規に求められる法的安定性、予測可能性の要件を満たしていないことは、当連合会が同法の制定に対して強く反対した根拠である。

277の対象となる犯罪の中には、テロリズム、組織犯罪とは無関係な多数

<sup>12</sup> 前掲10

<sup>13</sup> 当連合会「再婚禁止期間の廃止及び選択的夫婦別氏制度の導入を求める会長声明」（2018年6月13日）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2018/180613\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2018/180613_2.html)

<sup>14</sup> 当連合会「日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書」（2017年2月17日）

[https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20170217\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20170217_3.html)（英語）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2017/170217\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2017/170217_3.html)（日本語）

の犯罪が含まれており、規約第9条、第14条及び第19条が侵害される恐れがあることを強く懸念する。

共謀罪法についての国会審議においても、組織的犯罪集団は、日常的に犯罪を繰り返している犯罪だけに限定されないと説明された。また、準備のためにする行為は予備罪における予備行為と比較して、具体的な危険性のない日常的な行為であっても、該当し得ると説明されている。

当連合会は、法の廃止までの間、法の施行の状況の監視のための活動を継続し、2017年10月には、第60回人権擁護大会において特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）と共謀罪の廃止を含む、監視社会における人権保障の強化を求める決議<sup>15</sup>を採択するなどの活動<sup>16</sup>を行った。

## 2 提言

締約国は、共謀罪法の廃止又は全面的な見直しをすべきである。

### 第12 性暴力及びドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力（パラグラフ10）

#### 1 回答

(1) 保護命令発令の遅れに対する対応、ドメスティック・バイオレンス通報に対する捜査・訴追

見るべき進展はない。

(2) 移住女性のドメスティック・バイオレンス

移住女性や少数者のドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害者が加害者である配偶者の下から避難すると、入管法上の「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留している場合」及び「90日以内に法務大臣に、新住居地の届出をしない場合」に該当し、在留資格が取り消される可能性が依然としてある。日本人の配偶者等の失踪、遺棄等の相手に帰責事由がある場合にも在留資格の取消対象になる上、離婚調停・訴訟等の婚姻解消過程の在留資格が必ずしも保障されていない。

<sup>15</sup> 当連合会「個人が尊重される民主主義社会の実現のため、プライバシー権及び知る権利の保障の充実と情報公開の促進を求める決議」（2017年10月6日）

[https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/2017\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/2017_2.html)（英語）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/civil\\_liberties/year/2017/2017\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2017/2017_2.html)（日本語）

<sup>16</sup> その他、国連人権理事会プライバシーの権利に関する特別報告者であるジョセフ・カナタチ氏による講演会「共謀罪に反対し、プライバシー権を守るシンポジウム」（2017年10月2日）を開催した。

### (3) 刑法改正

2017年7月13日から施行された刑法改正により、強姦罪が「強制性交等罪」に変更され、従前は強制わいせつ罪として処罰されていた肛門性交及び口腔性交等の性交類似行為も処罰対象とされ、被害者に男性も含まれることとなった。また、「強制わいせつ及び準強制わいせつ罪」「強制性交等罪及び準強制性交等罪」等が非親告罪化された。さらに「強制性交等罪」の法定刑の下限が引き上げられた<sup>17</sup>。性交同意年齢は改正されなかった。「強制性交等罪」の暴行・脅迫の要件を緩和するか否かについて議論がある。

### (4) 婚姻関係における強制性交等

見るべき進展はない。

家庭内暴力が、性的虐待や意思に反する性交渉という形で現れている場合には、加害者と被害者が夫婦であるという点から、強制性交等罪が成立し加害者が処罰される可能性は極めて低い。また、被害を申告しても、捜査機関の側が、夫婦や内縁関係にある場合には強制性交等罪は成立しないとの誤った先入観をもっていることによる二次被害が発生する危険性がある。

## 2 提言

締約国は、

- (1) DVだけでなく、日本人の配偶者側に帰責事由があつて「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留している」移住女性等についても、在留資格の取消対象から除外し、調停・訴訟等の期間の在留を保障するための基準を明確にすべきである。
- (2) 性的虐待、強制性交等によるDVの被害者に対し、適切な保護がされるように法律の整備、捜査機関の研修を行うべきである。

## 第13 死刑制度（パラグラフ11）

### 1 回答

締約国は、死刑制度を維持し、死刑の執行を続けており、死刑廃止に向けた行動及び死刑適用範囲の限定化の措置を講じていない。また、絞首は残虐な刑罰ではないとして死刑執行方法の見直しを考えていない。

<sup>17</sup> 2017年7月13日施行の刑法改正前に、当連合会は2016年9月15日付けで「性犯罪の罰則整備に関する意見書」を公表し、改正前に「強制わいせつ罪」として処罰されていた肛門性交及び口腔性交については、強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年に止めるべきであるとの意見を表明した。

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160915\\_4.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160915_4.html)

死刑確定者には独居拘禁を行い、死刑確定者とその家族には事前に死刑執行の日時を通知しない。

死刑事件と他の事件を区別しておらず、法的セーフガードの強化、自白証拠の援用禁止、秘密交通権の保障、義務的かつ実効的な再審制度の措置を講じていない。また、再審請求・恩赦請求に執行停止効果はない。

深刻な精神障がいや知的障がいのある人々が死刑判決を受け続けているとの疑いがあり、死刑確定者の精神状態を再調査するための独立したメカニズムを導入していない。

当連合会は締約国に対し、基本的人権の尊重に向けて、死刑制度の廃止<sup>18</sup>、死刑確定者の処遇改善、取調べの全面録画、全面的証拠開示制度の確立、義務的上訴制度、再審法改正を求めている。また、死刑廃止を実現させるためにも速やかに死刑執行を停止し、死刑の代替刑としての終身刑導入（ただし、例外的に一定の時間の経過に加えて本人の更生が進んだときに、主として裁判所の新たな判断による無期刑への減刑などを可能とする制度を併せて採用）を求めている<sup>19</sup>。

## 2 提言

締約国は、規約第二選択議定書を批准し、死刑を廃止すべきである。

廃止するまでの間は、少なくとも、死刑の執行を直ちに停止して、長期間の独居拘禁の廃止など収容態勢の改善に努めるべきほか、全面的証拠開示制度の確立、義務的上訴制度の導入や再審請求に関わる諸制度の整備を行うべきである。

### 第14 証拠開示（パラグラフ12）

#### 1 回答

締約国は、自白に依存した高い有罪率や不当な有罪判決に対して、何ら適切

---

<sup>18</sup> 当連合会「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（2016年10月7日）

<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/161007.html>（英語）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/civil\\_liberties/year/2016/2016\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2016/2016_3.html)（日本語）

<sup>19</sup> 当連合会「死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針」（2019年10月15日）

[https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20191015\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20191015_2.html)（英語）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2019/191015\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2019/191015_2.html)（日本語）

な措置を講じていない。

2016年の刑事訴訟法改正により、検察官は、公判前整理手続に付された事件に限り、証拠リストの開示を義務付けられた。しかし、捜査機関が保有する全ての証拠のリストを開示することは義務付けられていない。また、証拠リストは、証拠の種類を表記しているに過ぎず、具体的な内容が不明なままでも許容されるので、弁護側が証拠の内容を知ることが難しい。

公判前整理手続に付されると、一定の範囲の証拠について弁護人又は被告人から開示請求をすることができるようになる<sup>20</sup>。しかしながら、弁護人による開示請求にもかかわらず公判前整理手続において証拠が開示されない事例は多くあり<sup>21</sup>、検察官が取調べを請求する証拠の開示が義務的であることと異なっている。公判前整理手続に付される場合や検察官が取調べを請求する証拠を除くと、日本の刑事訴訟法に証拠開示の規定はなく、裁判官の訴訟指揮により事実上検察官が許容する一部の証拠のみが開示されるに過ぎない。裁判員裁判対象事件については公判前整理手続が必要的とされているが、その他の事件では必要的とされていない。2016年の刑事訴訟法改正により弁護人に公判前整理手続の請求権が与えられたが、弁護人の請求により裁判所が公判前整理手続に付すとは限らない。また、弁護人が請求したもののうち、実際に公判前整理手続に付された事件の件数や割合は公表されていない。

2018年に再審開始決定がされ、2020年4月に無罪が確定した湖東病院事件では、再審開始決定がなされるまで多くの証拠が開示されないままとなっていた<sup>22</sup>。

---

<sup>20</sup> ただし、公判前整理手続に付される事件の総数は限られている。例えば2018年に公判前整理手続に付された被告人の総数は1,255人であったが、これは同年における終局総人員合計54,862人の僅か2.3%である（司法統計平成30年度刑事事件編「第39表 通常第一審事件の終局総人員—公判前整理手続及び期日間整理手続の実施状況別合議・単独、自白の程度別全地方・簡易裁判所」）。

<https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/639/010639.pdf>

<sup>21</sup> 2018年では合計75件について刑事訴訟法第316条の26第1項に基づいた証拠開示請求がなされたが、このうち53件について裁判所は却下決定等を下している（司法統計平成30年度刑事事件編「第17表 刑事雑事件の種類別新受人員—全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所」）。

<https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/617/010617.pdf>

<sup>22</sup> 湖東病院事件では、再審請求段階において検察官の手元に合計349点の証拠が保管されており、この他に113点の証拠が検察庁に送致されることなく警察に保管されていた。弁護側は再審請求後にこの合計462点の証拠の開示を求め、再審公判が終結するまでに130点余りの証拠が断続的に開示された。再審公判において検察側が新たな有罪立証を見送ったため無罪判決が確実と言われていたが、それでも検察側は400点以上に上る証拠を開示しなかった。



結局弁護側が検察側の全ての証拠の開示を受けることはできていない。

## 2 提言<sup>23</sup>

締約国は、警察が収集した証拠を全て検察官に送付し、検察官はこれと検察官が収集した証拠を全て弁護人に開示しなければならないこととすべきである<sup>2425</sup>。

### 第15 取調べの可視化（パラグラフ12）

#### 1 回答

2016年の刑事訴訟法改正で取調べの録画が義務付けられたのは、死刑事件を含む裁判員裁判事件や検察官独自捜査事件のみ（逮捕勾留下の取調べに限る。）であり、録画が義務付けられた事件の割合は、検察・警察が尋問を行う全ての事件の0.3%を下回る<sup>2627</sup>。正式に逮捕される前の事実上の身体拘束時

<sup>23</sup> 自由権規約委員会第5回日本審査総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5) パラグラフ19において、「締約国は、また、刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し、被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し、裁判所に対して、警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励するべきである。」とされた。

拷問禁止委員会第1回日本審査総括所見 (CAT/C/JPN/CO/1) では「警察記録のうち全ての関連資料を法的代理人が閲覧する権利が制限されていること、特に、起訴に当たりどの証拠を開示するかを判断する権限が検察官に与えられていること」に深刻な懸念が表明された。また、同委員会第2回日本審査総括所見 (CAT/C/JPN/CO/2) では、「自己の事件に関する全ての警察記録にアクセスする権利を含め、全ての基本的な法的保護措置を保障」するよう勧告された。

<sup>24</sup> 当連合会「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条(b)に基づく第6回日本政府報告書審査に関する日弁連報告書(その2)～委員会により作成される総括所見に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」(2014年3月19日)

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Alt\\_Rep\\_JPRep6\\_ICCPR140612.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPRep6_ICCPR140612.pdf) (英語, 128ページ)

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Alt\\_Rep\\_JPRep6\\_ICCPR\\_ja140612.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPRep6_ICCPR_ja140612.pdf) (日本語, 129ページ)

<sup>25</sup> 当連合会「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条(b)に基づく第7回日本審査の事前質問リスト (LOIPR) 作成のための日弁連報告書」(2017年7月24日)

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Alt\\_Rep\\_JPRep7\\_ICCPR\\_en.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPRep7_ICCPR_en.pdf) (英語, 17ページ)

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Alt\\_Rep\\_JPRep7\\_ICCPR\\_ja.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPRep7_ICCPR_ja.pdf) (日本語, 16ページ)

<sup>26</sup> 当連合会ウェブサイト「取調べの可視化 (取調べの可視化本部)」

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/criminal/recordings.html>

<sup>27</sup> 2018年の警察検挙件数のうち刑法犯 309,409件、道路交通法違反を除く特別刑法犯 90,811件、交通犯罪 419,166件、触法少年児童 6,969件、検察受理総数 1,163,011件の合計約 199万件に対し、裁判員事件は 1,044件、検察独自捜査事件は 115件となっている。裁判員事件については、捜査段階で裁判員事件の罪名であったものを含み起訴事件数の約2倍程度と考

には取調べをしても録画の義務はない。さらに、録画対象事件であっても起訴後勾留での取調べの場合には、任意取調べとして録画の対象とならないとの捜査機関の見解がある<sup>28</sup>。上記全過程録画の例外は、警察庁の発表では、機械の故障等（2018年度において56件、以下同様）、指定暴力団に係る事件（140件）、録画の拒否（117件）であり、警察では、指定暴力団に係る事件は一切録画されない扱いになっている。この制度は、2019年の施行から3年後に見直すことが法律で定められている。捜査側が記録した録画は、捜査段階において弁護側に開示されることとなっていないが、公判段階においては弁護側の請求により、開示が義務付けられている。

## 2 提言

締約国は、身体拘束の有無を問わず、被疑者の全ての取調べの全過程を録画するよう制度を改善すべきである。また、参考人の取調べの過程についても、録音・録画の制度化を実現すべきである<sup>2930</sup>。

### 第16 全面的国選付添人（パラグラフ12）

#### 1 回答

2018年6月から刑事事件の被疑者が勾留された場合、全ての被疑者について国選弁護人の選任を請求できるようになった。被疑者段階で国選弁護人が選任された少年につき事件が家庭裁判所へ送致された場合、長期3年を超える懲役又は禁錮に当たる罪に該当する場合で、かつ、家庭裁判所が付添人を選任する必要があると認めた場合にのみ、国選付添人が選任される。

被疑者段階で国選弁護人が選任された少年が、家裁送致後は国選付添人による援助が受けられない問題がある。

#### 2 提言

締約国は、少年鑑別所送致の観護措置決定により身体拘束された全ての少

---

えられるため、録画義務事件の総事件数に対する割合は、0.23%となる。

<sup>28</sup> 改正法施行前の2014年に取調べが行われた今市（いまいち）事件では、取調時間は少なくとも数百時間に及び、最初の逮捕から16か月後の起訴後の拘禁においても、被疑者は捜査官の取調べを受けた。これらのうち、録画されて弁護人に開示されたのは81時間分の記録であった。

<sup>29</sup> 当連合会『「取調べの可視化」についての意見書』（2003年7月14日）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2003/2003\\_31.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2003/2003_31.html)

<sup>30</sup> 当連合会「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その1）」（2012年6月14日）

<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20120614.html>（英語）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2012/120614\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2012/120614_2.html)（日本語）

年に対し、国選付添人を選任する制度を設けるべきである<sup>31</sup>。

## 第17 被ばく問題（パラグラフ13）

### 1 回答

福島第一原子力発電所事故から、約9年が経過した。いまだ広範な地域が放射性物質によって環境汚染されている。避難の継続・帰還・居住のいずれの選択肢についても、十分な尊重が求められるが、日本政府は、避難者への住宅提供を打ち切り、避難を続ける住民らに対して、福島県などは避難先の建物からの退去を求める裁判を提起し、避難を続ける住民らへの支援策は講じられていない。

また、福島県の県民健康調査により認定された子ども甲状腺がんとその疑いは、2019年7月までに218人に達する。「本格検査（検査2回目）における甲状腺がん発見率は、先行検査よりもやや低いものの、依然として数十倍高かった。」と福島県の報告も認めている。この数字に関する専門家の評価は分かれており、国連科学委員会などは影響とは考えにくいとする一方、事故前の予測発症数を上回っており、因果関係は否定できないとする専門家も存在している。このような状況の中で、日本政府及び福島県は事故との因果関係を否定し、医療費の補助以外の支援策を講じていない。

甲状腺がん以外の白血病や他のがんなどについては、公式の調査も実施されておらず、実態が不明なままである。

また、被ばくに関して、近年浮上した新たな問題として、1954年のビキニ水爆実験時の漁船員の被ばく問題が挙げられる<sup>32</sup>。

<sup>31</sup> 当連合会「全面的付添人制度の早急な実現を求める意見書」（2018年2月16日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2018/180216.html>

<sup>32</sup> 1954年、アメリカ合衆国は太平洋・ビキニ環礁において複数回にわたり水爆実験を繰り返し、第5福竜丸を含む多くの漁船の漁船員が被ばくをした。1955年、日本政府はアメリカ合衆国から200万ドル（7億2千万円当時）の見舞金を受け取り、合衆国の法的責任を不問とする政治決着を行った。上記見舞金から第5福竜丸の無線長に550万円、他の乗組員22名に対し総額4400万円の慰謝料が支払われたが、第5福竜丸以外の乗組員に対しては、マグロの廃棄処分等に関する僅かな補償金が支払われたものの、漁船員らへの慰謝料は支払われなかった。

日本政府は、2014年9月19日に至るまで、第5福竜丸以外の漁船員が被ばくをしていた事実や関連する記録を開示しなかった。

漁船員らは、第5福竜丸以外の被ばくの事実等を長年にわたり隠匿されたことにより、被ばくとの関連が疑われるがんや白血病で苦しみ、必要な治療を受ける機会を失ったとして、国家賠償請求訴訟を提起した。2018年7月20日高知地方裁判所、2019年12月12日高

## 2 提言

締約国は、福島第一原子力発電所事故などによって影響を受けた住民らに対する、より包括的な健康調査とこれに基づく医療と生活に対する支援策を講じるべきである。

### 第18 強制不妊手術（パラグラフ14）

#### 1 回答

旧優生保護法は、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障がい等を有する人に対して、優生手術及び人工妊娠中絶を実施することができると規定していた。本人の同意のなく実施された優生手術のみならず、同意のある優生手術及び人工妊娠中絶も、憲法第13条の幸福追求権に含まれる対象者の自己決定権及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツを侵害するものであり、また、憲法第14条第1項が全ての人に保障する法の下に平等に取り扱われる権利（平等権）を侵害するものである。

2019年4月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金支給等に関する法律」<sup>33</sup>を制定し、旧優生保護法が存在した間に優生手術を受けた者等への一時金320万円（一律）の支給を行うことを決めた。しかし、同法の補償の対象に人工妊娠中絶は含まれておらず、行政が把握している被害者への個別の通知も明記されなかった。加害者に対する刑事責任を認められた例はない。

長年にわたり踏みにじられてきた被害者の尊厳を回復するために、締約国は自らの責任を認め、被害者に謝罪し、完全な被害回復の措置を講じるべきである<sup>3435</sup>。

## 2 提言

---

松高等裁判所はそれぞれ棄却判決を出したが、いずれも立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかないと指摘した。

<sup>33</sup> [https://elaws.e-](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=431AC1000000014)

[gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=431AC1000000014](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=431AC1000000014)

<sup>34</sup> 当連合会「旧優生保護法下における優生手術及び人工妊娠中絶等に対する補償立法措置に関する意見書」（2018年12月20日）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2018/181220\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2018/181220_2.html)

<sup>35</sup> 当連合会「旧優生保護法下に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の成立に関する会長声明」（2019年4月24日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2019/190424.html>

締約国は、補償対象に人工妊娠中絶を含めるなど補償範囲を拡大するとともに、被害者へのプライバシーに配慮した個別通知を実施し、被害者に対する完全な被害回復が実現するよう措置を講じるべきである。

## 第19 精神医療（パラグラフ15）<sup>36</sup>

### 1 回答

前回審査の総括所見（パラグラフ17）を踏まえ、締約国が講じた法的な措置はなく、運用上の効果的な措置もない。

#### (1) 強制入院等に関する法律及び実務の状況

一般精神医療<sup>37</sup>における入院者の数や非自発入院者の数はほとんど減っておらず<sup>38</sup>、新規に非自発的入院となる者は増加している<sup>39</sup>。心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）における審判において入院決定率は上昇している<sup>40</sup>。医療観察法の入院期間は当初18か月以内を目標とされてきたが、長期化が進んでいる<sup>41</sup>。

一般精神医療における隔離及び身体的拘束は増加の一途にあり、2003年と2018年との比較で、隔離は約1.6倍、身体的拘束は約2.51倍

<sup>36</sup> 自由権規約委員会以外の条約機関におけるこの問題に関する近時の指摘として、拷問禁止委員会第2回日本審査総括所見（CAT/C/JPN/CO/6）パラグラフ22がある。

<sup>37</sup> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づく医療をいう。

<sup>38</sup> 2014年の総入院者数は290,406人（うち5年以上入院者101,169人）、うち強制入院者数は133,427人（うち5年以上入院者41,732人）、同じく2018年の総入院者数は280,815人（うち5年以上入院者90,733人）、うち強制入院者数は132,424人（うち5年以上入院者39,179人）である（精神保健福祉資料における各年6月30日時点の数値）。

また、50年以上入院している者が2017年6月30日時点で1,773人いることが報道されている（毎日新聞「精神疾患 50年以上の入院1773人 全国調査」（2018年8月20日））。

<https://mainichi.jp/articles/20180821/k00/00m/040/127000c>

<sup>39</sup> 2014年度に医療保護入院（精神保健福祉法第33条の入院）となったとして届出があった数は170,079件、同じく2017年度には185,654件である（衛生行政報告例）

<sup>40</sup> 司法統計によれば法施行翌年である2006年においては54.9%だったのが、徐々に上昇して2017年には75.9%となっている。

<sup>41</sup> 厚生労働科学研究～2014年度医療観察法の向上と関係機関の連携に関する研究において、推定入院期間は2014年度調査では中央値750日、平均値925日という結果が出ている。

増加しており<sup>42</sup>、身体的拘束による死亡事例も発生している<sup>43</sup>。

## (2) 虐待に関する法律及び実務の状況

2004年からは一般精神科病院内における行動制限最小化委員会が必置とされたが、内部組織に過ぎず、隔離及び身体的拘束が増えている現状からこの機関が機能しているとは考えられない。

## (3) 入院及び行動制限の適法性審査の現状

一般精神医療における入院及び行動制限の適法性を審査する精神医療審査会の審査の実効性の向上は見られず、審査における退院等認容率は極めて低い状況にある。精神医療審査会が入院継続を容認しながら国連恣意的拘禁作業部会がこの入院の適法性を容認しなかった実例もある<sup>44</sup>。

強制入院や行動制限を受けた精神障がい者が公費で適切なサポートを受けるための権利擁護者を付す制度その他の利用できる効果的手段はいまだ存在しない。そのため、入院や行動制限を受けた精神障がい者が適切かつ効果的に異議申立てができない現状が続いている<sup>45</sup>。

また、医療観察法に基づく入通院中の入院継続、退院許可等の審判や処遇改善請求においては公費で必ず弁護人を付ける制度とはなっておらず、弁護人が付く例も極めて少ないため入通院者が審判で効果的な主張ができない状況にある。

---

<sup>42</sup> 2003年の調査において全入院中の隔離は7,741件、身体的拘束は5,109件、2018年の調査において、全入院中の隔離は12,364件、身体的拘束は12,828件である（精神保健福祉資料における各年6月30日時点の数値）。なお、2018年の身体的拘束の数は隔離かつ身体的拘束の数を含む。）。

<sup>43</sup> 毎日新聞「神奈川・NZ男性死亡長時間の拘束禁止を 病院で心肺停止、遺族が訴え」（2018年5月30日東京夕刊）

<https://mainichi.jp/articles/20180530/dde/041/040/035000c>

日本経済新聞「『身体拘束で女性死亡』遺族が精神科病院を提訴」（2018年7月18日）

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ033121170Y8A710C1CZ8000/>

朝日新聞「『不適切な身体拘束され死亡』遺族、精神科病院を提訴」（2018年8月27日）

[https://www.asahi.com/articles/ASL8W36HVL8WPJLB002.html?iref=pc\\_ss\\_date](https://www.asahi.com/articles/ASL8W36HVL8WPJLB002.html?iref=pc_ss_date)

<sup>44</sup> 窃盗事件を起こした男性は、精神疾患があるという理由で警察官の通報に基づき自傷他害のおそれがあるとして措置入院させられたため、東京都に退院請求をしたが、精神医療審査会はこの請求を認めなかった。この男性は引き続き国連恣意的拘禁作業部会に通報したところ、同作業部会はこの男性は逮捕時に自傷他害のおそれはなかったとした上で、法的根拠を欠いた強制入院は、世界人権宣言などに反し「精神障害に基づいてなされたもので、差別であることは明らか」と結論付けたと報道されている（日本経済新聞「強制入院『不当、補償を』国連が日本政府に意見書」（2018年6月3日））

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ031312690T00C18A6CR8000/>

<sup>45</sup> 精神医療審査会への審査請求の割合は強制入院者の0.03%程度しかないことから分かる。

## 2 提言

締約国は、

- (1) 強制入院の要件を最終手段かつ必要最小限の期間のものに限定するよう改めるべきである。
- (2) 強制入院や隔離拘束を行う場合には法律の専門家である弁護人を無償で依頼する権利を保障するとともに、異議申立の審査は、独立・常設の準司法機関の実質を備えた機関において行われるように制度を改めるべきである。
- (3) 隔離及び身体的拘束がコントロールのため他の全ての代替手段が尽きた場合の最後の手段として、可能な限り短い期間、厳しい医療的監督下において用いられるように運用を改める措置を採るべきである<sup>46</sup>。
- (4) 行動制限最小化委員会を、病院から独立した機関に設置するように制度を改めるべきである。
- (5) 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の対象に病院を含むように同法を改正すべきである。

### 第20 代替収容制度（代用監獄）の廃止（パラグラフ16）

#### 1 回答

代用監獄は、国内外の批判とは逆に、2006年の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）で、代替的収容施設とされた。締約国が規約第9条及び第14条の保障に完全に準拠していることを確保するために講じた措置はない。

#### 2 提言

---

<sup>46</sup> 拷問禁止委員会第2回日本審査総括所見（CAT/C/JPN/CO/2）パラグラフ22(e)

締約国は、代用監獄を廃止すべきである<sup>47</sup>48495051。

## 第2章 1 起訴前における勾留の代替手段（パラグラフ16(a)）

### 1 回答

起訴前の逮捕・勾留段階には、保釈制度がなく、他の代替手段もない。逮捕状請求却下<sup>52</sup>、勾留請求却下<sup>53</sup>、勾留取消しがなされる割合は非常に僅かである。検察官による勾留延長請求がなされた場合には、ほとんどの事件で勾留延長が認められる実情がある。締約国は、保釈その他の拘禁代替手段を制度化することを検討することさえしない。

### 2 提言

締約国は、起訴前保釈制度を設けるべきである<sup>54</sup>。

<sup>47</sup> 当連合会「自由権規約3回日本審査のための政府報告書に対する日弁連報告書（その1）」第2章5（1991年12月）

<sup>48</sup> 当連合会「国際人権（自由権）規約に基づき提出された第4回日本政府報告書に対する日弁連報告書」第3章（1998年9月）

[https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights/liberty\\_report-4th\\_jfba.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/liberty_report-4th_jfba.html)

<sup>49</sup> 当連合会「国際人権（自由権）規約に基づき提出された第5回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会報告書」（2007年12月）

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Alt\\_Rep\\_JPRep5\\_ICCPR.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPRep5_ICCPR.pdf)（英語，145ページ）

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Alt\\_Rep\\_JPRep5\\_ICCPR\\_ja.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPRep5_ICCPR_ja.pdf)（日本語，114ページ）

<sup>50</sup> 当連合会「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条(b)に基づく第6回日本政府報告書審査に関する日弁連報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」（2013年5月9日）

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Alt\\_Rep\\_JPRep6\\_ICCPR.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPRep6_ICCPR.pdf)（英語，96ページ）

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Alt\\_Rep\\_JPRep6\\_ICCPR\\_ja.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPRep6_ICCPR_ja.pdf)（日本語，97ページ）

<sup>51</sup> 前掲25等

<sup>52</sup> 司法統計平成30年度刑事事件編「第15表 令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員—全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」によると、1年間の総逮捕状請求件数が90,212件であるのに対し、逮捕状請求が却下された件数は、僅か57件に過ぎない。逮捕請求が却下される割合は、僅か0.06%に過ぎない。

<sup>53</sup> 司法統計平成30年度刑事事件編「第15表 令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員—全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」では、1年間の総勾留請求件数が100,897件であるのに対し、勾留状請求が却下された件数は6,169件となっており、勾留請求が却下される割合は、僅か6.11%に過ぎない

<sup>54</sup> 前掲25（英語13ページ，日本語12ページ），前掲50（英語・日本語ともに66ページ）



## 第22 弁護人立会権 (パラグラフ 16 (b))

### 1 回答

弁護人が被疑者の取調べに立ち会う法律を政府は立法しようとしなない。弁護人や被疑者が立会いを求めても警察・検察は、弁護人の取調べ立会権を明記した法律がないことを理由に拒否している実情がある。当連合会は第62回人権擁護大会で、被疑者又は弁護人が求めた時は弁護人を取調べに立ち合わせなければならないことを法制化するよう求めた<sup>55</sup>。

### 2 提言

締約国は、取調べへの弁護人の立会権を保障し、法律上明記すべきである<sup>56</sup>。

## 第23 国選弁護制度 (パラグラフ 16 (c))

### 1 回答

被疑者が国選弁護人を選任することができるのは、勾留決定が執行された時点からで、しかも原則として被疑者の資力が50万円以下の場合に限られる。弁護士会が運営している当番弁護制度及び被疑者弁護援助制度により、勾留状執行前であっても弁護人の援助を受けることができる場合があるが、これらの制度に国費は支出されていない。捜査機関が被疑者にこれらの制度の存在やその内容を説明しないケースも多い。

### 2 提言

締約国は、逮捕の瞬間から国選弁護人を選任することができるようにすべきである。

## 第24 取調べ時間の制限 (パラグラフ 16 (d))

### 1 回答

被疑者取調べについての時間的制限や取調べの方法について規定する法律は

<sup>55</sup> 当連合会「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言－取調べへの立会いが刑事司法を変える」(2019年10月4日)

[https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/2019\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/2019_1.html) (英語)

[https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil\\_liberties/year/2019/2019\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2019/2019_1.html) (日本語)

<sup>56</sup> 前掲24 (英語78ページ, 日本語79ページ)

ないが、平成20年国家公安委員会規則第4号「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」において、一定の取調べ方法を監督対象行為として定め、犯罪捜査規範第168条3項において、取調べ時間について一定の制限を定めている。これらは違反者への制裁がなく、取調べの時間を制限する実効性に欠けている<sup>57</sup>。

## 2 提言

締約国は、被疑者の取調べ時間の制限に関して、規約に従った実効性のあ  
る法的規制を設けるべきである<sup>58</sup>。

### 第25 刑事・留置施設視察委員会等（パラグラフ16(e)）

#### 1 回答

刑事被収容者処遇法は2006年の改正で刑事施設視察委員会と留置施設視察委員会を規定したが、これらの委員会は、施設内の処遇の改善に関する勧告をその業務としており、取調べの適性を直接担保する機関ではない。現在のところ、取調べ中の拷問及び虐待の申立を即時、公正、かつ実効的に調査する独立した不服審査メカニズムは存在せず、政府にはこのような権限を持つ第三者機関を新たに設置する意向は全くない。

#### 2 提言

締約国は、取調べ中の拷問及び虐待の申立を即時、公正、かつ実効的に調  
査する独立した不服審査メカニズムを新たに創設すべきである<sup>59</sup>。

### 第26 手錠・腰縄（パラグラフ16に関連して）

#### 1 回答

勾留されている被疑者及び被告人は、法廷内で入廷時及び退廷時に、手錠及び腰縄を施されているため、その姿を傍聴人や裁判官に見られる。これは品位を傷つける取扱いであり、また無罪推定の権利を侵害するものであって、直ちに是正される必要がある。

<sup>57</sup> 捜査官による尋問の継続時間については、警察・検察は統計を公表しないが、南日本新聞の調査によれば鹿児島県警察は警察庁が原則禁止している1日8時間を超える尋問を2012年から14年の間に441件実行していて、中には1日15時間を超えたケースもあった。

<sup>58</sup> 前掲24（英語110ページ、日本語112ページ）、前掲50（英語・日本語ともに67ページ）

<sup>59</sup> 刑事施設視察委員会や効果的な不服申立制度の不備については、前掲49（英語151ページ、日本語118ページ）、前掲50（英語94ページ、日本語95ページ）参照。

## 2 提言

締約国は、法廷内では、被疑者及び被告人に原則手錠と腰縄を使用しないようにして、訴訟関係者及び傍聴人に被疑者及び被告人の手錠腰縄姿を見られないよう、実務を改善すべきである。

### 第27 受刑者の権利（パラグラフ17）

#### 1 回答

- (1) 昼夜独居拘禁のうち「隔離」については、2006年の刑事被収容者処遇法の改正の際に制限された。一方で、法律上の「隔離」ではない、実質的な昼夜独居拘禁は数多く実施されており、法を逸脱した状況が続いている。この法を逸脱した昼夜独居拘禁には、応答期限のない、実効性の欠ける不服申立制度しか認められておらず、この法に基づく隔離の処分をなされた受刑者に認められるような不服申立てを行うことのできない状況であり、何ら改善されていない。
- (2) 昼夜独居拘禁自体は減少しているが、長期に独居拘禁される者の割合はむしろ増加していることは事実である。精神障がいを持つ者の数についての統計はないが、長期被拘禁者について拘禁反応というべき状態が多く報告されていることから、拘禁反応による精神疾患と認められる程度に至っている者も少なくはないと推測される。
- (3) 新法により医師の数は増加してはいるが、医療の保安体制からの独立性はなく、問題は解決されていない。医師の数はいまだ足りず、准看護師が診察の可否を判断し、受診を求めても受けられない状況である。外部医療の件数も増えていない。2018年1月、新たな医療刑務所である東日本医療センターが開設された一方で、余命の短い者の刑の執行停止が認められなかった例もある。また、国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）の定めがあるにもかかわらず、被収容者はいまだに自己の診療録へのアクセスが認められていない。
- (4) 処遇に関する相談、再審弁護人については、運用上、立会いなしの面会が認められている。一方で、それ以外の相談については元弁護人であっても職員の出立がある。また、被告人及び受刑者からの手紙については弁護人宛てでも検閲されている。弁護士が受刑者に対して送付した信書について検閲が実施された事案において、検閲の違法を主張して国に対して損害賠償請求

訴訟が提起されたが、裁判所は刑務所による検閲を適法と判断した<sup>60</sup>。

- (5) 無期懲役受刑者の仮釈放の基準は抽象的に過ぎ、受刑者にとって何を目標とすべきか不明確である上、審査が行われる時期も刑の執行から30年、その後は前回の仮釈放審査を終えてから10年ごととなっており<sup>61</sup>、定期審査といっても余りに期間が長い。また、審査について受刑者の申立権もなく、受刑者自身が審査手続に関与することもできない。2014年7月以降の仮釈放数は無期懲役囚約1,800人に対し、年間10名前後程度しかない。一方で、死亡する者は年間20から30名にものぼり、無期刑は実質的には終身刑化している。

## 2 提言

締約国は、

- (1) 昼夜独居拘禁を必要最小限にとどめるとともに、仮にその必要性があったとしても、他の受刑者との接触を禁ずる範囲を最小限にとどめ、実質的な不服申立制度を確立すべきである。
- (2) 特に昼夜独居拘禁をされている者については、身体精神共に定期的に医師に受診させ、問題が生じている場合には、直ちに昼夜独居拘禁を中止すべきである。
- (3) 受刑者が外部と同等の医療を受けられるよう、医療を外部の医療機関に委託し、刑務所医療を厚生労働省に移管する等、施設内の保安体制からの独立を実現すべきである。
- (4) 少なくとも弁護士との手紙の発受については、検閲を禁止するとともに、どのような状況下においても、速やかな手紙の発受ができるような措置を講じるべきである。
- (5) 無期懲役受刑者に対し、社会復帰のための要件を明確に示し、その達成のために必要な処遇を提供すべきである。

また、審査の結果、仮釈放を許可しない場合には、その具体的な理由を受刑者に通知すべきである。

<sup>60</sup> 仙台高等裁判所秋田支部2018年3月30日判決（事件番号：平成28年（ワ）第126号）

もっとも、類似の事案において刑務所による検閲を違法と判断した裁判例もあり（秋田地方裁判所2019年3月1日判決（事件番号：平成29年（ワ）第140号））、下級審において判断が割れている。

<sup>61</sup> 法務省保護局長「無期刑受刑者に係る仮釈放審理に関する事務の運用について（通達）」（2009年3月6日）

## 第28 「慰安婦」問題（パラグラフ18）

### 1 回答

(a), (c)について見るべき進展はない。

(b)について、大韓民国籍の被害者に対しては、2015年12月28日の日韓合意に基づき、翌年7月28日、韓国政府は元「慰安婦」を支援するため「和解・癒やし財団」を設立し、同年8月31日、日本政府は、上記財団に対し10億円を拠出し、元「慰安婦」の人々及びその遺族の一部に対し支援金が支給された。同合意に対しては、一部の元「慰安婦」から「被害者の意向を反映していない」等の批判がなされ、同合意に基づく支援金の受け取りを拒否するなど、その評価が分かれるところである。

同合意を批判していた元「慰安婦」支援団体「日本軍性奴隷問題解決のための正義記憶連帯」（元「韓国挺身隊問題対策協議会」、以下「正義連」という。）の元理事長に対し、業務上横領・背任等の告発が行われ、2020年5月20日、ソウル西部地検は、正義連の事務所に対し強制捜査を行った<sup>62</sup>。

大韓民国以外のフィリピン共和国、中華人民共和国等の被害者に対する対応には進展がない。

(d)については、前回の勧告後も被害者を中傷する不適切な発言があった。

2016年12月30日に釜山日本総領事館前に設置された慰安婦像を巡り、翌年1月9日、日本政府は駐韓大使と釜山総領事を一時帰国させる<sup>63</sup>など「慰安婦」問題が両国で再燃した。

2017年6月、駐アトランタ日本総領事が「慰安婦」を侮辱する発言を行ったとして、大韓国外交部から発言の撤回を求められた<sup>64</sup>。同年11月には、

---

<sup>62</sup> 中央日報「韓国検察、慰安婦被害者支援団体「正義連」の事務室を家宅捜索」（2020年5月21日）

<https://japanese.joins.com/JArticle/266157>

西日本新聞「慰安婦団体が窮地に 前代表は会見で疑惑否定・・・検察は捜査本格化」（2020年5月30日）

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/612606/>

中央日報社説（2020年5月28日）

<https://japanese.joins.com/JArticle/266439>

<sup>63</sup> 朝日新聞「駐韓大使が一時帰国 釜山少女像『極めて遺憾』」（2017年1月9日）

<https://www.asahi.com/articles/ASK193TJDK19UHBI00C.html>

<sup>64</sup> Livedoor NEWS 「駐アトランタ総領事の『慰安婦は売春婦』発言、韓国が厳しく批判—韓国メディア」（2017年6月27日）

現職の大阪市長が、姉妹都市のアメリカ合衆国サンフランシスコ市が旧日本軍の「慰安婦」像を市有化したことを受け、「慰安婦」について「(性奴隷ではなく)戦場における公娼制度だった」との見解を示す<sup>65</sup>など、公的な職にある者による不適切な発言が続いている。

(e)については、日本の教科書検定に合格した中学校の歴史教科書の中で「慰安婦」問題を取り上げているのは1冊しかなく、この1冊も検定の際「現在、日本政府は『軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような資料は発見されていない』との見解を表明している。」との記載を加えるよう文部科学省から求められ、これに応じることで検定に合格した<sup>66</sup>。

## 2 提言

締約国は、「慰安婦」問題の解決に向けて、引き続き被害者の思いに配慮しながら誠実に取り組むとともに、公的な職にある者や指導的立場にある者が被害者を中傷する不適切な発言を行わないようにし、また、歴史教科書の「慰安婦」問題に関する説明において政府見解の掲載を強要すべきではない。

## 第29 人身取引（パラグラフ19）

### 1 回答

警察が認知した人身取引被害者は、ほとんどが女性であり、2018年は被害者の6割が20歳未満であった<sup>67</sup>。人身取引事犯の認知件数は少ないが、労働搾取事案はほとんどない。

警察が認知した人身取引被害者に占める外国人の数は、2018年は25人中7人、2017年は42人中14人、2016年は46人中21人となって

---

<https://news.livedoor.com/article/detail/13261053/>

<sup>65</sup> 朝日新聞「大阪市長、姉妹都市解消を表明『信頼関係が破壊』」（2017年11月24日）  
<https://www.asahi.com/articles/ASKCS3DVMKCSPTIL00S.html>

<sup>66</sup> 赤旗新聞「慰安婦記述を大幅削除」（2015年4月7日）  
[http://www.jcp.or.jp/akahata/aik15/2015-04-07/2015040701\\_02\\_1.html](http://www.jcp.or.jp/akahata/aik15/2015-04-07/2015040701_02_1.html)  
ハンギョレ（HANKYOREH）「慰安婦叙述を復活させた「学び舎」教科書」（2015年4月6日）

<http://japan.hani.co.kr/arti/international/20225.html>  
産経新聞「中曽根氏「大きな問題」 中学校教科書「従軍慰安婦」復活に」（2020年3月26日）

<https://www.sankei.com/politics/news/200326/plt2003260020-n1.html>

<sup>67</sup> 警察庁「平成30年における人身取引事犯の検挙状況等について」（2019年2月28日）

[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/hoan/h30\\_jinshin.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/hoan/h30_jinshin.pdf)

いる<sup>68</sup>。被害に遭った外国人の在留資格は過去5年間では、短期滞在が7割、日本人の配偶者が2割弱となっている<sup>69</sup>。人身取引被害の形態は、性的搾取、ホステスとして稼働、労働搾取である<sup>70</sup>。過去には、日本の父親に子どもを認知させると持ちかけ短期滞在の資格でフィリピン人母子を入国させ、その母親をホステス等として稼働させたジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン（日本人の父親とフィリピン人の母親の間に生まれ、フィリピンで育った子ども）の支援を標榜した事案<sup>71</sup>も認知されている。

一方、認知されない人身取引被害は、相当数に上る。日本国内では、児童以外の買春行為には何ら規制がなく、児童以外を被写体とするポルノも氾濫し、性的搾取に対する対策が不十分である。

2016年3月から国家戦略特区で受入れが始まった外国人家事労働者については、労働場所が個人の家庭内という閉鎖的空間であるゆえの特殊性から生ずる人権侵害の危険が高く突然解雇をされた事例もある<sup>72</sup>。

2019年4月から始まった「特定技能」制度に基づく外国人労働者の受入れについては、現地送出国との協力体制が十分に確立されておらず、技能実習制度と同様の低賃金等の劣悪な環境で労働を強いられる危険性がある。

## 2 提言

締約国は、人身取引被害者認定を適切に行うこと、人身取引の被害者支援及び需要の根絶を含めたその防止について包括的に規定する、人身取引被害者支援及び防止に関する法律（仮称）を制定すべきである。

### 第30 技能実習生に対する救済措置（パラグラフ20）

<sup>68</sup> 同上

特に2015年については、49人中36人が外国人である。

<sup>69</sup> 同上

<sup>70</sup> 人身取引対策推進会議「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」（2019年5月24日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai5/honbun.pdf>

タイ人女性を「日本のマッサージ店で働けば稼げる」などと誘い来日後に旅券を取り上げ、個室マッサージ店において性的サービスを強要させ、その報酬を搾取した事案、被害者らを売春の営業拠点近くのマンションに居住させスマートフォンアプリで常に位置情報を把握するなど監視下で生活させていた事案が報告されている。

<sup>71</sup> 人身取引対策推進会議「人身取引対策に関する取組について」（2016年5月）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai2/honbun.pdf>

<sup>72</sup> Nippon.com「誤解？メイド特区に見る不幸な一例」（2018年7月10日）

<https://www.nippon.com/en/column/g00543/>（英語）

<https://www.nippon.com/ja/column/g00543/>（日本語）

## 1 回答

(a)につき、2017年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）が施行されたが、同法は法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱いを罰則付きで禁止する（第49条第2項）一方で、強制帰国に関しては、罰則付きで禁止するには至らなかった。

送出機関による保証金の徴収や保証人の徴求、その他の技能実習生の権利侵害の温床となる事項を根絶するためには、二国間取決めを締結して、送出国側によって悪質な送出業者を排除させることが必要不可欠であるが、二国間取決めの締結は政府の努力目標にとどまっている。また、上記取決めに違反する行為があった場合の効果が十分ではない。

(b), (c), (d)につき、2017年1月に技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を行う外国人技能実習機構が設立されたものの、見るべき進展はない。人身取引を撲滅するため、外国人技能実習機構による実習実施者・監理団体に対する実地検査を、原則として抜き打ち検査の方法で行うことなどを明記し、より実効的なものとするべきである。

(e)につき、外国人技能実習機構は、技能実習生からの相談・申告を受けるための窓口を設置し、技能実習法令違反に関する相談、メンタルヘルスや労災保険の問題の相談ができる。しかしながら、これらの被害の救済が、法務省、厚生労働省及び同機構の三者のみで行えず、司法的救済が必要な場面があることは明らかである。技能実習生の抱える多様な人権問題等は、これに関わる相談を受ける弁護士、NGO、労働組合などが最も良く知るところである。また、技能実習生への人権侵害からの救済に当たっては、官公庁や同機構のみで対応しきれない。また、母国語での相談体制がなければ、技能実習生の保護を実効的に行うことは期待できない。

## 2 提言

締約国は、実質的に、安価な労働力として外国人の単純労働者を受け入れるために用いられている、現代奴隷制ともいえるべき外国人技能実習制度を直ちに廃止すべきである。ただし、制度廃止に当たっては、現に在留している技能実習生が不利益を被らないような措置を採るべきである。

(a)について、技能実習法において強制帰国を明文で禁止し、強制帰国に対しては実習実施者の実習認定の取消しの罰則を設けるべきである。また、締約国は、二国間取決めの締結を政府の努力目標にとどめることなく、当該



国からの技能実習生受入れの条件とし、二国間取決めには取決めに違反する行為が認められた場合は、当該送出国からの受入れ全体を停止する必要があるとの条項を設けるべきである。

(d)について、締約国は、外国人技能実習機構の現地検査が原則として抜き打ち検査の方法で行うことなどを明記すべきである。

(e)について、締約国は、相談や救済の対象として、未払賃金等の請求、ハラスメントなどからの被害の補償を明記し、外国人技能実習機構の連携先として、弁護士会や日本司法支援センター（法テラス）、NGOや労働組合等を含めることを明記すべきである。また、通訳を付して相談できるような体制を構築すべきである。

### 第31 退去強制時における不当な扱いの禁止（パラグラフ21）

#### 1 回答

(a)につき、2010年3月のガーナ人死亡事故以降、事実上停止されていた本人の意思に反して身体を制圧・拘束して行う強制送還が、2013年1月に再開されたほか、同年7月には飛行機一台をチャーターして一度に多数の外国人を強制送還する「チャーター機送還」が始まった。

しかし、これらの強制送還に当たって外国人が事前に弁護士に相談する機会は確保されていない。

(b)につき、2016年9月から難民申請の案件を4分類に振り分け、分類ごとに異なる手続を行う運用が開始され、2018年1月からは、B・C案件（当局が難民認定の可能性が低い、又は難民制度の濫用であると判断した案件）への就労制限・在留制限の適用が拡大された。しかし、再申請の結果として難民認定された事案や、一次手続では不認定とされながらも異議申立てや訴訟において難民と認められた事案も複数存在するところ、難民申請者が十分な法的支援を受けられる環境も整っていない中、案件の振り分けに客観的合理性が担保されているとは言えず、難民申請者の手続保障の観点から問題がある。脆弱者については難民一次申請におけるインタビューにも代理人が立ち会えるように制度改正されたが、これまで実施例は1例のみであり、その他に見るべき進展はない。

(c)につき、見るべき進展はない。

(d)につき、退去強制手続を担当する出入国在留管理庁自体が難民認定を行っているが、専門的なキャリアパスが存在しないため、認定方法・内容の専門性・

正確性が欠如しており、さらに特定の国籍を有する難民申請の受理を窓口で拒否するなど申請者に対する予断や偏見が疑われる事例も存在する。難民審査参与員の意見に反して難民不認定とした事案が、2013年から2015年までの間に13人について見られるほか、難民不認定に対してする取消判決が確定したにもかかわらず、出入国在留管理庁が改めて不認定とした事案が、これまで5件存在する。

(e)につき、退去強制令書に基づく収容期間は無制限であるため、収容期間の延長という概念がなく、一度収容が開始された後に一定期間ごとに収容継続の適法性をチェックする司法審査制度もない。2018年2月28日付けの法務省第43号指示により、仮放免が殆ど認められなくなり、半年以上の長期収容者が激増している。長期収容に抗議するハンガーストライキが全国の収容所で実施され、中には餓死する者まで出ているが、出入国在留管理庁の方針に変更はなく、むしろ体調不良となった者を2週間のみ仮放免を認め収容を再度実施・継続するという運用が行われている。法務大臣は、仮放免要件の厳格化や強制送還の促進を表明している。

## 2 提言

締約国は、

- (1) 裁判を受ける権利を侵害した強制送還は禁止すべきである(a)。
- (2) 難民申請者に対する不当な就労制限・在留制限を撤廃すべきである(b)。
- (3) 難民審査参与員や裁判所が難民性を認めた場合には、入管は、特段の事情がない限り、一定期間内に難民認定することを法律で定めるべきである。また、退去強制手続を所管する入管から独立した機関が、難民該当性を判断すべきである(d)。
- (4) 収容期間に上限を設け、また収容の更新に際し、司法審査を行うべきである。被収容者に対し十分かつ適時の治療を受けられる医療体勢を構築すべきである(e)。

## 第32 監視 (パラグラフ22)

### 1 回答

- (1) ムスリムの監視について日本政府が講じた措置についての公的な説明は何もない。裁判所は情報の漏洩については警察の責任を認めたが、情報の収集・利用については、違法性を否定した。ムスリムだけでなく、国民誰もが公安警察の監視下に置かれている可能性がある。岐阜県大垣市内で地元電力会社

の子会社を事業者として進められていた風力発電施設建設計画を巡り、岐阜県警察が市内に在住する住民の動向について収集していた個人情報を実名で事業者に提供していた事案がある<sup>73</sup>。また、高級官僚や政治家も公安警察の監視下に置かれている可能性を示す情報がある。前川喜平元文部科学事務次官が、私立大学である加計学園の獣医学部の設立認可について、行政がゆがめられたことを内部告発しようとした。前川氏は杉田和博内閣官房副長官から呼び出され、そのような証言をすれば、私生活上の問題について公表すると脅された。前川氏が国会で参考人として意見を述べる直前に、読売新聞に、同氏が問題があるとされるバーに通っていたことが掲載され貶められた<sup>74</sup>。

(2) 監視カメラは、人々のプライバシー権を侵害する危険性がある。警察が捜査のために導入を始めている顔認証システムは、膨大な監視カメラ画像から特定の個人を容易に識別できる検索機能を有している<sup>75</sup>。しかし、締約国には、官民の監視カメラの設置・運用や、顔認証システムの利用を規制する法律は存在せず、警察の独自判断によって利用されている<sup>76</sup>。

## 2 提言<sup>77</sup>

---

<sup>73</sup> この事件は、朝日新聞が、事業者と警察の情報交換の内容をまとめた議事録を入手して報道したため発覚した。議事録には、監視対象者が25年ほど前に住民運動に関わったことなどが記載されており、長期にわたって膨大な量の個人情報を収集し勝手に利用して来たことがうかがわれる。

<sup>74</sup> 毎日新聞2019年6月20日「これが本当なら『現代の特高』…前川元次官が語る告発ノベル『官邸ポリス』のリアル」

<https://mainichi.jp/senkyo/articles/20190620/k00/00m/010/008000c>

<sup>75</sup> 警察が監視カメラや顔認証システムによる個人情報を収集する場面としては令状、捜査関係事項照会及び任意提供の三つが想定されるが、後二者については第三者のチェックがなく、いずれの場合も取得後の管理・利用（第三者提供）・廃棄については何ら法的規制がなく、個人情報がデータベース化されたとしても外部からチェックできない状況にある。

<sup>76</sup> 当連合会は以下の意見書を公表し、提言をしているが、締約国が法を制定する動きはない。「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」（2012年1月19日）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2012/120119\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2012/120119_3.html)

「顔認証システムに対する法的規制に関する意見書」（2016年9月15日）

<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20160915.html>（英語）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160915\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160915_2.html)（日本語）

<sup>77</sup> 当連合会は2017年10月6日に開催された第60回人権擁護大会において、「個人が尊重される民主主義社会の実現のため、プライバシー権及び知る権利の保障の充実と情報公開の促進を求める決議」（前掲15）を採択している。

同決議では、①公権力が自ら又は民間企業を利用して、あらゆる人々のインターネット上のデータを網羅的に収集・検索する情報監視を禁止すること、②監視カメラ映像やGPS位置情報などを取得し、それを捜査等に利用するに際して、これを適正化するため、新たな立法による法規制を行うこと、③公安警察や自衛隊情報保全隊などの情報機関の監視権限とその行使に

締約国は、

(1) 一定の民族・宗教に着目した無差別の監視を行ってはならないことを法律に定めるべきである。

(2) 顔認証カメラの設置と顔認証データの管理・利用について、プライバシー権を侵害しないような法規制を定めるべきである。

### 第33 「公共の福祉」を理由とする基本的人権の制限（パラグラフ23）

#### 1 回答

締約国において、第4回日本審査の際から、何ら進展を見ておらず、国内法にも実務にも変化はない。憲法は、「公共の福祉」のみを人権の制限事由とし、これを全ての人権に適用する包括的な人権制限事由としているが、「公共の福祉」の具体的内容は一定せず、このことは、この概念が本質的に、それを解釈し適用する裁判所の判断いかんによって、過度に人権を制限し、濫用される危険性を持つ原理であることを示している。

#### 2 提言

締約国は、「公共の福祉」の概念を定義し、かつ「公共の福祉」を理由とする思想、良心、宗教の自由又は表現の自由等に課せられるいかなる制約も、規約の下で許容されている制約を超えないように明記する立法措置を講じるべきである。

### 第34 憲法第21条改正草案（パラグラフ24）<sup>78</sup>

#### 1 回答

自民党改憲草案では、憲法第21条の制限原理として「公益及び公の秩序」という制限原理を導入したが、「公の秩序」について明確な定義は設けられておらず、規約に沿って厳格になされる保障はなく、公益という極めて広範な人権の制約原理の導入と相まって、比例性の原則も保障されない危険性がある。

#### 2 提言

締約国は、現行憲法の条項を維持すべきである。

ついて、法律により厳格な制限を定め、独立した第三者機関による監督を制度化することなどを提言している。

<sup>78</sup> 当連合会「日本国憲法の基本的人権尊重の基本原則を否定し、『公益及び公の秩序』条項により基本的人権を制約することに反対する意見書」（2014年2月20日）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2014/140220\\_6.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2014/140220_6.html)

### 第35 放送法（パラグラフ24）

#### 1 回答

見るべき進展はない。

2016年2月に高市早苗総務大臣が放送法第4条第1項に基づき政治的公平性を欠くとして行政指導を行い、改善されない場合には電波法第76条に基づき電波停止措置を取り得るとの国会答弁を行った。総務省、安倍晋三内閣総理大臣、菅義偉内閣官房長官も同答弁を容認する政府見解を示した。

しかし、放送法の同条項は、放送事業者の自律によって報道の自由を確保することを前提とし、従前から、公権力によって放送事業者を規制する根拠とはならないと理解されてきた。政府見解により、各放送事業者は萎縮し、自己検閲が行われる事態に至っている。

#### 2 提言

締約国は、放送法第4条第1項が放送事業者による自律的規制を尊重することを公的に再確認すべきである。

### 第36 ジャーナリスト等へのハラスメント（パラグラフ24）

#### 1 回答

見るべき進展はない。

2018年12月、内閣官房が内閣記者クラブ宛てに、記者会見における菅義偉内閣官房長官に対する東京新聞の特定の記者<sup>79</sup>の質問について「事実誤認」があるとした文書を示し、「問題意識の共有」を求めた。また、2019年2月15日、日本政府は、同記者の質問について「必ずしも簡潔とは言えない質問が少なからずある。今後とも内閣官房長官の日程管理の観点からやむを得ない場合、司会者がこれまでと同様に協力呼び掛けなどを通じて、円滑な進行に協力を求める」との答弁書を閣議決定した。

さらに、2019年2月及び7月、外国で入国拒否ないし入国禁止となっていることを理由として、ジャーナリストに対して旅券返納命令や発給拒否が行

---

<sup>79</sup> 当該記者は望月衣塑子氏を指している。彼女は、内閣記者クラブにおいて、加計学園問題を巡る政治疑惑や沖縄県辺野古への米軍基地移設問題など様々な政治的又は社会的な問題に関して、積極的な質問を行うことで知られている。

われた例が2件あり<sup>80</sup>、2015年2月に渡航先のシリアが危険であることを理由に旅券返納命令が行われた例がある<sup>82</sup>。また、2019年8月に愛知県で開催された国際芸術祭（あいちトリエンナーレ）では、慰安婦を象徴する像や、憲法第9条に関する俳句、昭和天皇を含む肖像群が燃える映像作品などが展示されていたが、同企画展に対してテロの予告や脅迫を含む1000件以上の抗議があり、河村たかし名古屋市長も展示中止を求める抗議を行ったこと等から、開催が一旦中止となった。さらに、文化庁は、同年9月、一度採択されていた同企画展に対する補助金全額を不交付とすることを決定した（なお、2020年3月に、愛知県による補助金の再申請に基づき、一部減額して交付することを決定した<sup>83</sup>）。

## 2 提言

締約国は、ジャーナリストや芸術家等の市民による表現行為に対して一切の直接・間接的な圧力及び干渉を行わず、ジャーナリストや芸術家等に対するあらゆる暴力や不当な攻撃に対しては非難し、ジャーナリストや芸術家等にとって安全な環境を確保すべきである。

### 第37 公職選挙法（パラグラフ24）

#### 1 回答

見るべき進展はない。

公職選挙法における選挙運動期間中の戸別訪問の禁止、及び選挙運動用文書図画の頒布に対する制限は、選挙過程を公平かつ透明化する上で必要な選挙運動の規制とはいえず、不必要かつ不適切である。

#### 2 提言

締約国は、公職選挙法における選挙運動期間中の戸別訪問の禁止、及び選

<sup>80</sup> 朝日新聞「旅券返納問題、常岡さんが国提訴『報道の自由が制限』」（2019年4月24日）  
<https://www.asahi.com/articles/ASM4S3DTWM4SUTIL009.html>

<sup>81</sup> 週刊金曜日「安田純平氏は日本に『拘束』中 外務省の『出国禁止』に根拠なし」（2019年8月9日）

<http://www.kinyobi.co.jp/kinyobinews/2019/08/09/antena-530/>

<sup>82</sup> 衆議院ウェブサイト答弁本文情報「衆議院議員鈴木貴子君提出外務省の旅券返納命令についての報道に関する質問に対する答弁書」（2015年2月20日）

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b189062.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b189062.htm)

<sup>83</sup> 産経新聞「文化庁が補助金減額支給決定 企画展物議、愛知の芸術祭 不交付見直し」（2020年3月23日）

<https://www.sankei.com/life/news/200323/lif2003230064-n1.html>

拳運動用文書図画の頒布に対する制限を廃止すべきである。

### 第38 特定秘密保護法（パラグラフ25）

#### 1 回答

- (1) 事前質問リストパラグラフ25に記載された措置が必要であることは、国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（いわゆる「ツワネ原則」）の第31項が「監視機関は、監視対象機関からは、組織・運営・財政の面で独立しているべきである。」と定めていることから明らかである。

このような制度の欠如は、特定秘密保護法の制定時から当連合会など各方面が主張してきたことである。同法は、ジャーナリストの取材行為が、「専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限り」、正当な業務行為として罰しないとしている。しかし、秘密とされた情報入手は困難であり、その入手方法が不当でないことを論証することは困難である。また、ジャーナリスト以外の一般市民にはこのような保護はない。

そして、日本政府は、秘密指定を必要不可欠なものに限定することや公益通報者、ジャーナリスト、市民団体の者が処罰されないような新たな措置を何ら講じていない。

- (2) 特定秘密保護法に関して設立された監視メカニズムのうち、独立公文書管理監は内閣府に設けられている。しかし、職員の多くは特定秘密を扱う機関である外務省、防衛省、警察庁からの出向者によって占められており、政府機関からの実質的な独立性に欠けている。現実にこの機関の活動により、秘密指定が解除された例はほとんどない。

他方、衆議院と参議院に設けられた情報監視審査会は、独立性もあり、秘密指定が適切になされるために、意欲的な活動を展開している。しかし、審査会には政府に対して特定秘密を開示するように求める権限はなく、監視機関としての実効性のある活動ができていない。そして、特定秘密に指定されている情報が真に秘密指定が必要なものであったかどうか、検証できるような仕組みは存在しない。

- (3) 秘密指定の際、政府の違法行為について秘密指定がなされてはならないことが、特定秘密保護法には定められていない。法の運用基準には政府の違法な行為を秘密指定してはならないことが規定された。しかし、政府が秘密指定を恣意的に行っていることを公益通報した者が、刑事責任を問われるかど

うかは、極めてあいまいであり、訴追される危険性は払拭されていない。

## 2 提言

締約国は、

- (1) 特定秘密保護法に基づく秘密指定が、規約に適合して厳格になされるよう、分類可能な情報のカテゴリー及びサブカテゴリーを定義すべきである。
- (2) 何人も国家安全保障を侵害しない正当な公共の利益に資する情報の流布により処罰されないことを確保すべきである。
- (3) 秘密を検査し、開示を求める権限を持つ、独立した監視のメカニズムを設立すべきである。
- (4) 政府の違法行為について秘密指定がなされてはならないことを法に規定すべきである。

### 第39 「日の丸・君が代」問題（パラグラフ26）

#### 1 回答

当連合会は、東京都をはじめとする教育現場において、日の丸と君が代を強制する諸措置が採られ、教員がこれに従わないことを理由として懲戒処分を受けていることについて、君が代は、大日本帝国憲法下において戦意を高揚する目的で日本政府に用いられた歴史的経緯に照らして、君が代の起立・斉唱・伴奏に抵抗があると考えた国民が少なからず存在しており、こうした考え方も憲法第19条の定める思想・良心の自由により憲法上の保護を受けるものと解されることを踏まえて、君が代の起立・斉唱・伴奏行為は日の丸・君が代に対する敬意の表明をその不可分の目的とするものであるから、卒業式等においてこれらを職務命令で強制することは思想・良心の自由を侵害するものであると表明してきた<sup>84</sup>。2019年3月には、国際労働機関（ILO）の理事会が、「消

<sup>84</sup> 当連合会「東京都公立学校『日の丸』・『君が代』の強制に関する人権救済申立事件（警告）」（2007年2月20日）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/complaint/year/2007/2007\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/complaint/year/2007/2007_1.html)

当連合会「君が代斉唱時の不起立を理由に再雇用拒否された元都立高校教諭らの国賠請求訴訟の上告棄却判決に対する会長声明」（2011年6月10日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2011/110610.html>

当連合会「日本国憲法施行70年を迎え、改めて憲法の意義を確認し、立憲主義を堅持する宣言」（2017年5月26日）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly\\_resolution/year/2017/2017\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2017/2017_1.html) 等



極的で混乱をもたらさない不服従の行為に対する懲罰を避ける目的で、懲戒の仕組みについて教員団体と対話する機会を設ける」「懲戒審査機関に教員の立場にある者がかかわらせる」ことなどを求める勧告を行っている。

しかし、このような状況には大きな変化はなく、改善されていない。

## 2 提言

締約国は、日の丸・君が代を強制することがないように、消極的な不服従の態度に対して、懲戒がなされないようにすべきである<sup>85</sup>。

### 第40 集会と結社の自由（パラグラフ27）

#### 1 回答

沖縄の基地問題に取り組む山城博治氏に対する刑事事件と長期勾留に関する懸念に同意する。委員会の質問における取材するジャーナリストが逮捕されたという事例とは、2016年11月16日に基地建設に抗議していた市民の行動を取材していた一人のジャーナリストが、その行動の後3か月後に逮捕された事例を指しているものと思われる。沖縄で、基地の反対運動を取材しようとした新聞記者が警察官に取り囲まれ、取材活動ができなかったという報告はある。2016年4月に公表された国連人権理事会意見及び表現の自由に対する権利の促進と保護に関する特別報告者であるデビッド・ケイ氏の暫定所見において、国会に対する抗議行動に不必要な規制があったこと、沖縄における基地建設を巡って、これに反対する人々が数多く逮捕されたことが指摘された。沖縄での懸念される状況は現在も継続しており、沖縄において基地建設に反対する住民について、さらに多数の逮捕者が出ている。

#### 2 提言

締約国は、政府と警察による過剰な有形力の行使により、市民の表現の自由を侵害してはならない。

### 第41 受刑者の選挙権（パラグラフ28）

#### 1 回答

前回審査以降、受刑者が選挙権を制限されていることについていくつかの訴

<sup>85</sup> 当連合会「君が代斉唱時の不起立等を理由とした懲戒処分取消等請求訴訟の最高裁判決に対する会長声明」（2012年1月19日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2012/120119.html>

訟<sup>86</sup>が提起されている。そのうち、単に受刑者であるという理由のみでは、選挙権を制限するやむを得ない事由があるとはいえない、と判示した高等裁判所判決<sup>87</sup>もあったが、禁固以上の刑に処せられた者の選挙権の制限については改善がなく、依然として全面的に選挙権が制限されている<sup>88</sup>。

## 2 提言

締約国は、単に受刑者であるという理由のみで選挙権を制限することなく、選挙権の制限は、制限しなければならないやむを得ない事由がある場合に限るべきである。

受刑者の選挙権を制限している公職選挙法第11条第1項第2号及び第3号は、成年者による普通選挙を定めた憲法第15条第1項及び同条第3項並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約第25条に反しており、受刑者の選挙権を不当に侵害するものである。

締約国は、速やかに公職選挙法第11条第1項の「選挙権」の欠格者から同項第2号及び第3号の者を除く法改正を行うべきである。

## 第42 地方参政権（パラグラフ28）

### 1 回答

見るべき進展はない。

(1) 地方自治法第18条は、地方公共団体の選挙においても選挙権を日本国民に限定している。しかしながら、憲法第92条は、地方公共団体の支配・形成に住民が参画することが要請されている。そして、憲法第93条第2項では、地方公共団体の公務員は地方公共団体の住民が直接選挙する旨規定しており、住民が日本国籍を有する者に限定されていないと理解することができる<sup>89</sup>。

(2) 旧植民地出身者の日本社会における居住の歴史は1世紀以上にもわたるものであって、その居住実態は日本国民としての住民と全く相違はない。旧植

<sup>86</sup> 東京高等裁判所2013年12月9日判決（事件番号：平成25年（行ケ）第82号）、広島地方裁判所2016年7月20日判決（事件番号：平成27年（行ウ）第25号）等

<sup>87</sup> 大阪高等裁判所2013年9月27日判決（事件番号：平成25年（行コ）第45号）

<sup>88</sup> 当連合会「受刑者の選挙権に関する意見書」（2020年3月18日）

[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion\\_200318\\_3.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_200318_3.pdf)

<sup>89</sup> 最高裁判所1995年2月28日判決（事件番号：平成5年（行ツ）第163号）

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/525/052525\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/525/052525_hanrei.pdf)

民地出身者は政府から、一方的に日本国籍を剥奪されたという歴史的経緯もあり、日本国籍を有しないという理由だけで、地方公共団体の選挙からさえも排除されるのは不当である。

- (3) 日本政府は、その歴史的経緯と生活実態を直視して、公職選挙法及び地方自治法を改正して、旧植民地出身者たる「特別永住者」に対しては、少なくとも地方公共団体の選挙に参加する権利を保障すべきであり、その他の永住者・定住者に対しても地方公共団体の選挙の参加を検討すべきである<sup>90</sup>。

## 2 提言<sup>91</sup>

締約国は、

- (1) その歴史的経緯と生活実態を直視し、公職選挙法及び地方自治法を改正し、旧植民地出身者及びその子孫であって、日本国籍を有していない者に対して、少なくとも地方公共団体の選挙に参加する権利を保障すべきである。
- (2) それ以外の永住外国人・定住者についても選挙に参加する権利を保障するように検討すべきである。

### 第43 アイヌ民族（パラグラフ29）

#### 1 回答

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（いわゆる「アイヌ新法」）が成立し、2019年5月24日に施行された。

同法では、アイヌ民族を先住民族と位置付け、差別禁止やアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進を規定しているが、土地や資源といった先住民族に関する権利が保障されておらず、2007年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する宣言」に照らしても、依然として問題が残っている<sup>92</sup>。

アイヌ民族として生活している人々への社会的差別はいまだに是正されてい

<sup>90</sup> 人種差別撤廃委員会第10回・第11回審査総括所見（CERD/C/JPN/CO/10-11）パラグラフ22

<sup>91</sup> 当連合会「永住外国人の地方参政権付与に関する意見書」（2001年11月12日）  
<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/011112.pdf>

<sup>92</sup> 北海道新聞「アイヌ先住権確認 浦幌協会提訴へ 4月にもサケ捕獲規制巡り」（2020年1月14日）  
<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/382633>

ない<sup>93</sup>。

アイヌ民族は、法律で先住民族と規定すること、土地・資源のアイヌ民族への返還や国有地等の使用、アイヌ語を一刻も早く自分たちの言葉として取り戻すことを求めており<sup>94</sup>、総合的な法整備と施策の推進、当事者の自己決定プロセスの保障が必要である。

また、日本政府は2020年に「民族共生象徴空間」（ウポポイ）の開設を計画しているが、アイヌ民族の教育や生活の安定、社会的差別の解消、アイヌ民族の土地及び資源に関する権利の保護並びに文化及び言語に対する権利の実現にはなお不十分であり、これらの実現のため、アイヌ民族施策に関する協議の場に委員や意見聴取対象として、多くのアイヌ民族当事者を加えるべきである<sup>95</sup>。

## 2 提言

締約国は、

- (1) アイヌ民族の意思決定への参加を担保しつつ、アイヌ民族に対する差別禁止法等のあらたな法整備並びに社会的、文化的、政治的及び教育的な面での施策を総合的に推進すべきである。
- (2) アイヌ民族に対する差別の歴史を踏まえ、公教育の中でアイヌ民族の歴史や文化等について学ぶ機会を一層充実、強化すべきである。
- (3) アイヌ民族が自らの言語による教育を受ける機会を保障するとともに、そのための具体的な施策を推進すべきである。

### 第44 在日韓国・朝鮮人及びその子孫のマイノリティとしての認知、国籍による社会保障・政治的権利等の権利行使の無差別、就学支援金制度、無年金問題（パラグラフ30）

<sup>93</sup> 北海道環境生活部「平成29年北海道アイヌ生活実態調査報告書」（2017年）

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/H29\\_ainu\\_living\\_conditions\\_survey\\_.pdf](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/H29_ainu_living_conditions_survey_.pdf)

<sup>94</sup> 内閣官房アイヌ総合政策室「アイヌ政策推進会議（第10回）議事概要」（2018年5月14日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai10/gijigaiyou.pdf>

<sup>95</sup> 当連合会「人種差別撤廃委員会の総括所見（CERD/C/JPN/CO/10-11）に対する日本政府コメントに対する日弁連報告書」（2020年3月18日）

[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/human\\_rights/25E.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/human_rights/25E.pdf)（英語）

[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/human\\_rights/25.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/human_rights/25.pdf)（日本語）

## 1 回答

(1) 政府は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「高校無償化法」という。現「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」）に基づく就学支援金受給申請の根拠となる法令の規定を消滅させて、朝鮮学校の申請を遡及的に門前払いにした。これにより、日本にある全ての朝鮮学校は、高校無償化法の適用から除外された。

また、日本政府が朝鮮学校の高校無償化制度からの除外を決めたこと及び文部科学大臣による通知<sup>96</sup>の発出に伴い、補助金（各地方公共団体の判断で私立学校に対して支給される助成金）の支給を停止する自治体が増加した<sup>97</sup>。

そして、最高裁判所は、朝鮮学校の高校無償化制度からの除外が違法であるとして東京朝鮮中高級学校高級部の卒業生が提起した裁判について、2019年8月27日、原告側の上告を棄却する決定を行っている<sup>98</sup>。

(2) 国民年金法の改定に伴う経過措置が採られなかったため、①1986年4月1日時点で60歳を超えていた外国人の高齢者、②1982年1月1日時点で20歳を超えていた外国人の障がい者は、現在も国民年金制度に基づく年金の支給を受けられずにいる。

## 2 提言

締約国は、

(1) 朝鮮学校を他の外国人学校と差別することなく、就学支援金制度の適用対象とし、補助金の支出について、子どもたちの平等権及び教育を受ける

<sup>96</sup> 文部科学大臣は、2016年3月29日付け文部科学大臣通知「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」（以下「本件通知」という。）を発出し、朝鮮学校に対する補助金交付の停止を事実上地方公共団体に要請した。本件通知において、文部科学大臣は「朝鮮学校に関しては、我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総連が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識しております。ついては、各地方公共団体に置かれては、朝鮮学校の運営に係る前記のような特性も考慮の上、朝鮮学校に通う子供に与える影響にも十分に配慮しつつ、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等に関する十分な御検討とともに、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保及び補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施をお願いします。」と述べた。

<sup>97</sup> 報道によると、朝鮮学校がその区域内にある28の地方公共団体は、いずれも2007年度はいずれも補助金を交付していたが、その後、徐々に補助金交付を取りやめる地方公共団体が増加し、2017年度は14の地方公共団体が交付を取りやめている。

朝日新聞「朝鮮学校補助、16都府県が停止 北朝鮮動向や文科省通知受け 今年度、朝日新聞調査」（2017年8月6日）

<https://www.asahi.com/articles/DA3S13074430.html>

<sup>98</sup> 産経新聞「朝鮮学校無償化訴訟、卒業生側の敗訴初確定 最高裁」（2019年8月28日）

<https://www.sankei.com/affairs/news/190828/afr1908280033-n1.html>

権利に配慮した運用を行うべきである。

- (2) 在日外国人高齢者及び在日外国人障がい者にも年金が支給されるよう、速やかに関連法を改正し、救済措置を講じるべきである。